

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16608

研究課題名(和文)カントの共和制とその哲学的・概念的・歴史的文脈についての研究

研究課題名(英文)A study on Kant's republicanism and its philosophical and historical context

研究代表者

石田 京子(Ishida, Kyoko)

慶應義塾大学・文学部(三田)・助教

研究者番号：80736900

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はイマヌエル・カントの国家法論における共和制の内実について、彼が影響を受けた哲学者との関係をふまえて解明することをめざした。その結果、1790年代に出版された法・政治哲学に関する一連の著作のうち、共和制の構想に変遷がみられること、すなわち「理論と実践」においてはルソー『社会契約論』の影響が色濃くみられるのに対し、『永遠平和論』『人倫の形而上学』では、彼自身の哲学を踏まえた独自の共和制概念を展開しており、国家法を一種の手続き的正義として論じていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to elucidate the idea of republicanism in Immanuel Kant's state law theory, based on the relationship with the philosopher he influenced. As a result, among the series of works on the legal and political philosophy published in the 1790s, there is a transition of the concept of republicanism: In "Theory and Practice" the influence of Rousseau's "social contract" is prominent. On the other hand, in "Towards Perpetual Peace" and "Metaphysics of Morals" he has developed his own concept of republicanism based on his own philosophy, and it became clear that his idea of state law is discussed as a kind of procedural justice.

研究分野：法哲学・倫理学

キーワード：カント 法論 共和制 代表制 人倫の形而上学 永遠平和論

### 1. 研究開始当初の背景

共和制 (Republikanismus) は、イマヌエル・カントの国家法論の中心的概念と見なされている。しかし、共和制に関するカントのテーゼ (「共和制は立法権と執行権が分離した体制である」と「真の共和制は代表制に他ならない」) については、さまざまな解釈がなされてきた。この文言と関連する論証に関し、従来の解釈において特に支持されたのは、カントが民主制を拒否し立憲君主制や漸次的改革を支持する穏健な保守主義者であるとするものであった。そして、この解釈に対しては、一方で現実感覚に優れているという評価がなされ、他方で、旧態依然の現実を追認しているという厳しい批判が与えられてきた。しかし、1980年代以降、カントの共和制に関する議論が現代の民主主義にとってもきわめて重要な意義を有するとする見解が現れるようになった。

たしかにカントの共和制概念には現代的意義を見出す余地はあるが、同時に、従来の研究において、共和制とそれにまつわる術語 (例えば<代表制>や<立法権>、<執行権>) が、しばしば現代の日常的な用法のままに理解され、カント自身が使用した歴史的な文脈が度外視されている可能性があり、この歴史的な文脈とカントの記述と照らし合わせる必要と考えた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、カントの共和制とそれに関する術語を、カントが直接影響された哲学的・概念的な文脈において検討し、その現代的意義を探究することである。先行研究では、代表制や立法権、執行権などの関連する用語を現代の用法そのままに理解し、カント自身が使用した歴史的な文脈に十分な注意が払われてこなかった。

そこで本研究は、共和制に関するカントのテーゼを取り上げ、それぞれに影響を与えたであろうカント以前の思想家の術語を整理し、それを基にカントの共和制に関する新たな解釈を提示することを目指した。

### 3. 研究の方法

カントの原典だけでなく、カントが直接影響を受けた思想家の議論を確認することで、効果的に研究を進める。また、毎年開催されている日独倫理学コロキウムでの発表を通じて、カント法哲学を専門とする国内外の研究者からの批判を仰ぎ、妥当性や問題点を確認しながら研究を進めた。

本研究の方法における独創的な点は、カントの共和制およびこれに密接に関連する諸概念や諸思想を、カントが直接受容した歴史的な文脈に照らして分析することによって、これらに新たな解釈を見出そうとすることにある。従来の研究では、共和制や代表、立法権などの用語が解釈者自身の理解に委ねられたうえで、カントの記述には整合性を見出

だしにくいとか、カントが時代制約のもとにあるといった評価が下されてきた。本研究は、カントの共和制に関連するさまざまなキーワードを、カント自身が受容したと想定される思想家の構想をもとに理解しなおし、そこから共和制に関するカントのいくつかの記述を解釈しなおすため、国家制度像をよりカントの意図に沿ったかたちで再構築することが可能である。

本研究においてカントに影響を与えた哲学者としてとりわけ重要であったのは、J.J. ルソー『社会契約論』からの影響を精査することである。「共和制は立法権と執行権が分離した体制である」というカントのテーゼは、立法を行う議会と、法律に基づいて統治活動を行う君主ないし内閣との役割分担の徹底化を主張したものと考えられてきた。しかし、I・マウスとW・ケアスティングがそれぞれ独立に論じているように、ここでの立法権と執行権との区別は、現代における権力分立のような発想からなされているのではない。このテーゼ自体はすでにルソーが『社会契約論』のなかで述べたものであり、ルソーからカントが受けた強い影響に鑑みれば、このテーゼ自体もカントがルソーから受容したものと考えるのがごく自然であるように思われる。

ここでルソーは、立法権が一般意志にのみ帰属することができると述べており、『人倫の形而上学』でも同様の主旨の記述がみられるが、他方で、「一般意志は代表されない」というルソーの有名な言葉とは異なり、カントは普遍的意志 (ルソーの一般意志に当たる) があたかも代表されうるような記述を残している。そこで、この分離に関する『社会契約論』とカントの記述とを比較することにより、カントがルソーからどの程度影響を受け、また、どの点において異なるのかを明らかにした。

### 4. 研究成果

#### (1) カントにおける国家と強制に関する研究

カントにおける共和制概念の歴史的な文脈を探究するための前提として、法と強制との関係についての研究を行った。カント哲学において強制が、通常言われているような、義務遂行のための心理的・物理的な手段として考察されているのではなく、他の人に対してその人の合意がない場合ですら意志を規定するための権能としてとらえられていることを明らかにした。また、法と強制権能とのつながりから、権利概念がどのように導出されているかを検討した。この検討により、カント公法論で扱われている国家が、現実の国家に対する規範となるような理想的性格をもっていることが明らかになった。

#### (2) カントの共和制とその実現についての研究

まず、カントの共和制に関係する諸概念の

整理を行った。私法と公法、そして自然状態と市民状態との相違を考察し、それらの相違と共和制概念とが、どのような連関におかれているかを検討した。自然状態と市民状態は、社会契約論において広く使用されている概念だが、カントは両者を自らの哲学に即して理解しており、共和制と専制という二つの対立する国家体制の形態が、その理解を反映したものであることを示した。それに続き、共和制自体はアプリアリナ理念であるが、カントのテキストのなかには、共和制が達成されるべき理念「法」と、それを実現するための制度の運用「政治」の両面からの記述が存在することを、明らかにした。

(3) 1790年代におけるカントの思案的編纂について

共和制と専制に関する以上の知見をもとに、国家法に関連するカントのいくつかの著作(『理論と実践』と『永遠平和論』、『人倫の形而上学』、『法論』)を比較検討し、共和制に関する研究を深めることができた。本研究で特に明らかになったのは、1790年代にカントが執筆した法・政治哲学関連の著作を比較すると、かならずしも同じ構想が描き出されているわけではない、ということである。従来二次文献においてはこのことにそれほど注意が払われていたわけではなく、「代表制」や「共和制」、「一般意志(すべての人の統合された意志)」という用語を説明する際に、さまざまな著作からの引用を用いることが専らであった。

しかし、1793年に発表された『理論と実践』では、ルソーの『社会契約論』での説明からの影響を大きく受けるかたちで執筆が進められたのに対し、1795年の『永遠平和論』や1797年の『人倫の形而上学』での説明は、「共和制=代議制」というテーゼ自体は維持しつつも、その内実という点ではルソーの構想から離れるようになる。すなわち、『理論と実践』では、ルソーと同様に、理念的な国家と現実の国家の峻別と、現実に対する理念的な国家の規範性が強調される。それに対し、1795年の段階では、現実における国家の体制や行為に正当性が認められるためにはどのような手続きを経て立法や決定がなされなくてはならないのかという、いわゆる「手続き的正義」の問題が論じられるようになり、現実の国家において立法権と執行権の分離が担保されている「代表制」(=共和制)が、正当な国家体制とみなされる。『人倫の形而上学』でカントは、『永遠平和論』での問題意識「手続き的正義の確立」を維持しつつ、立法権・執行権・司法権という3つの権力の分立を主張するに至るようになる。

以上のように、カントの著作間の異同を分析することが、彼の国家法論および共和制理論を理解するためには重要であると、本研究は結論づけた。

(4) 『人倫の形而上学』、『法論』における共和制の性格、および、カント国家法論の現代

性についての研究

(3)の段階での知見を「すべての人の統合された意志」というカント法哲学に特有の概念と関係づけることを試み、『人倫の形而上学』、『法論』における三権分立の議論と共和制の意義を考察した。『法論』によれば、すべての国家は、三権分立を制度として採用することが求められるとされる。そして、立法者と執政者はそれぞれ、国家の全成員に等しく適用されるべき法律を立てる審級と、その法則を個別事例に適用する審級とみなされ、裁判官は個別事例において何が合法かを判定する審級とされる。この三権分立制のもとで、統合された意志は、現実の人間や集団のあらゆる特殊意志から区別されることとなる。

そのうえで、カントが同じく『法論』において、「純粹共和国」を、「そこにおいては、法則が自ら支配し、いかなる個人人格にも依存しない。〔純粹共和国〕は、すべての公法の究極目的であり、各人にその人のものが確定的に配分されうる状態」と呼んだことに注目し、現実の統治者のいかなる特殊的・個別的意志にも依存しない(=すべての人の統合された意志による支配が可能となる)状態の実現を制度的に保証するという理念を、共和制に見いださうという結論を得た。

また、世界市民主義と永遠平和についての研究では、世界市民や平和にかんするカントの思想が共和制を志向する国家法論と連続的であり、かつ複数の国家が存立することを前提にしていることにその独自性があることを指摘したうえで、現代の世界市民主義的な思想との異同を考察した

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Kyoko Ishida, 'Das Problem des Zwangs in Kants Rechtsphilosophie', 『第9回日独倫理学コロキウム「道徳・法・政治の関係——カントを起点として考える」報告集』、査読無、53-60頁、2015年

〔学会発表〕(計 5 件)

石田京子「金慧『カントの政治哲学』合評会」特定質問者、第5回大阪哲学ゼミナール(大阪大学)、2018年

石田京子「カント法哲学の基本的構想」、カント法論研究会(大阪大学)、2017年

石田京子「社会契約論としてのカントの公法論」、第4回大阪哲学ゼミナール(大阪大学)、2016年

石田京子「カントの共和制とその実現に関しての一試論」、第2回大阪哲学ゼミナール(大阪大学)、2015年

Kyoko Ishida, 'Das Problem des Zwangs in

Kants Rechtsphilosophie', *Verhältnis von Moral, Recht und Politik im Anschluss an Kant*, 9. Deutsch-japanisches Ethik-Kolloquium, Europa-zentrum der Waseda-Universität, Bonn, Germany, 2015

〔図書〕(計 2 件)

〔共著〕牧野英二編『新・カント読本』、法政大学出版局、2018年、384頁。〔分担：石田京子、23「永遠平和と世界市民主義」、310-320頁〕

〔共著〕御子柴善之・舟場保之・寺田俊郎編『グローバル化時代の人権のために——哲学的考察』、上智大学出版、2017年、208頁。〔分担：石田京子、「カントにおける法と強制」、121-148頁〕

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

石田 京子 (ISHIDA, Kyoko)  
慶應義塾大学・文学部・助教  
研究者番号：80736900